

平成29年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成29年4月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 平成29年4月10日(月) 午後3時55分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した委員

出席 32名

1番 高谷 均 (農政担当)	2番 茅原 次夫	3番 野瀬 秀子
4番 犬飼 和子	5番 渡邊 悟	6番 黒瀬 昭夫
7番 高杉 通夫	8番 金澤 久志	9番 佐野 年昭
11番 角田 尚樹	12番 林 斉	14番 平田 榮一
15番 高田 稔	16番 阿部 英志	17番 亀山 節明
18番 山上 勲	19番 小原 弘	20番 浅野 信之
21番 植田 忠晴	22番 文屋 洋一	23番 杉岡 哲彦
24番 梶谷 範雄	25番 渡邊 康夫	26番 林 眞理
27番 小野 成章	28番 定井 正雄	
29番 秋山 陽太郎 (農地担当)	30番 江口 實	
31番 鎌田 布之 (会長代理)	32番 宮崎 昭雄	33番 小橋 武史
34番 川田 嘉 (会長)		

欠席 1名

10番 中山 和久

5 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

6 議事録署名委員

7番委員 8番委員

7 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 15 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 16 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 17 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 18 号 農地法第2条の規定による農地等に該当する土地の承認について

議案第 19 号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第 20 号 農地利用集積計画案について

報告第 10 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第 11 号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 12 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

8 付議事件及びその結果

付議事件一部を除き原案どおり可決

9 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(局長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆様方にはお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

このような天気でありまして、果樹等をやっておられます方は心配ではなかろうかと思えます。

また、4月1日付けの人事異動で市役所におきましてもかなりの職員が異動をしているところがあります。今回の総会もバタバタするようなこともあろうかと思えますけど何分にも新しく変わられて来られた方の準備もありまして、皆様方にご迷惑をお掛けいたしました。

それでは、ただ今より平成29年第4回農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は32名、欠席者は1名で10番委員の1名であります。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきます。ご協力よろしく願います。

なお、発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言をお願いします。また、携帯電話等マナーモードにさせていただきますようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第33条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、会議規則第5条の規定により本日1日限りといたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当委員よろしく願いいたします。

【議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

今日は盛り沢山でありますので、農地案件の途中でトイレ等に行きたい方がおられましたら挙手をお願いいたします。

議案第15号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号83番】

(農地担当)

まず、2ページの83番、84番の案件がそれぞれ市外の方であります。申請者からの聞き取りを行うため総会にお呼びしております。この件につきまして審議の進め方ですが、申請者に入室していただく前に地元委員さんから該当農地の現状、耕作状況等について説明をいただきます。その後申請者の方に入室していただきまして、質疑等に入らせていただきます。まず私から基本的な

ことについての説明を求めます。その後委員の方から質問をしていただきます。質疑が出尽くした後には退出していただき通常の審議に入りたいと思います。このような流れで進行しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、83番の久代の件につきまして、地元委員の説明をお願ひいたします。

(20番委員)

渡し人と受け人は遠縁になるそうです。渡し人ですが身内の方が亡くなられて、空き家になっています。渡し人は倉敷へ住んでおられるそうです。畑が2筆ありまして管理ができないということでもあります。受け人へ空き家も譲渡されているそうです。久代●●●番●の畑については、路肩が崩れている箇所がありますが直されるそうです。もう1筆の●●●番の畑は進入路がないことで●●●さんの畑から入らないといけないので、私から●●●さんへ確認をしています。周辺の状況ですが西が栗の木、東が畑、南は山林と墓地、北側は民家があつて地元としては崩れている所を直してもらえれば問題ないと思います。

審議の程、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

地元委員から説明をしてもらいました。

この2筆の農地につきまして、現状は1筆が崩れていて、もう1筆は接道がないという話でありました。

この後、申請者に入室していただきます。

質問等よろしくお願ひいたします。

入出するようお願ひします。

~~~~~ 申請人 入室 ~~~~~

(農地担当)

●●●さんでいらっしゃいますでしょうか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

本日はお忙しいなか総会へ出席していただき、ありがとうございます。

私は、農地を担当しています。

よろしくお願ひいたします。

まず、私から基本的なことについて、質問をさせていただきます。

その後、委員の方々からの質問にお答えいただくようお願ひいたします。

議事録作成のために録音をいたしておりますので、ご了承お願いいたします。

それでは、●●さんの今までの農作業の経験、保有農機具等の状況など自己紹介を兼ねて簡単にお願いをいたします。

(申請人)

私の名前は、●●●です。農業は、旧清音村の●●に私の親戚にあたる人の田んぼの手伝いを10年以上やっていました。この度、その親戚が亡くなったことで親戚にあたる方の農地を購入することになりまして、総社の農地の購入に関しまして今回の申請になったものであります。

もう一つは、農機具の質問でしたか。

(農地担当)

所有している農機具の状況等であります。

(申請人)

コンバインを3台、トラクターは1台は壊れているんですが、2台は稼動しています。

(農地担当)

経験と農機具のことをお話いただいたんですが、今回、取得予定の久代の農地について取得後の利用計画についてお願いをいたします。

(申請人)

畑として利用することを考えています。

長い間、放置していた関係で道が崩れたりしていることから、費用をかけて整地して、それから、野菜を中心として畑をやっていこうと考えています。

(農地担当)

ありがとうございます。

続きまして、申請人の説明を受けて委員の方から質問をお願いいたします。

(30番委員)

この件につきましては、私が一番よく分かっているんですが、本当に畑をするのか確認する必要がある。

(19番委員)

畑、3畝、2畝にトラクターなど●●からもって行くんですか。農地とすれば狭い感じがするんですが、どのような利用計画なのか。野菜を中心にと話ですがどのような考えなのか。

(農地担当)

●●さんいかがでしょうか。

(申請人)

今の畑については、コンバインを使っては考えていません。小さい小屋を作って農作業用の機械を置いてやっていこうと考えています。

(農地担当)

他にどなたかありませんか。

(26番委員)

説明にコンバイン、トラクターを複数台持たれているんですが、耕作面積が4反5畝になっていますが、実際には耕作面積は多いんですか。

(農地担当)

申請では46アールほどの面積になっているんですが、実際にはもっと耕作をされているんですか。

(申請人)

今、面積については正式に分からないんですが、私の親戚から引継ぎでやっているんで、面積についてはお答えすることができません。

(農地担当)

先ほどのお話にもありましたが、親戚の方の経営が大きかったということですか。

(申請人)

一緒にやっていました。

(農地担当)

他に質問はありませんか。

(12番委員)

先ほど、作業小屋を建てられるということでしたが、農地法第3条の所有ですぐに農作業用の小屋を建てることは可能なんでしょうか。

(申請人)

その質問に関しては、所有しようとする畑の近くに80坪程度の宅地の中に家もあるんですが、その家も同時に購入したんで、家の前に小屋を建ててそこに農機具を置いて畑をしようと思っています。歩いてすぐ行ける距離であります。そのような形でやっっていこうと考えています。

(農地担当)

会長お願いいたします。

(34番委員)

農地の購入ということに関しまして、委員の皆様から意見が出たんですけれども、購入する以上は農業生産活動をしていただかなければいけない。●●さんはこれからどのような農業経営をやっっていこうと考えているのかを委員の皆さんに教えていただきたい。

水稲であれば現在、何町あって将来はどれだけの規模にしようと思っているのか、今回、畑を少し購入するんですが、農地なので耕作しなければならないんですが、野菜等について将来的にどの程度の面積で経営をやっっていこうと考えているのか。基本的な考えをお聞かせ願いたいと思います。

(申請人)

私の仕事が、飲食関係をやっています。飲食の具材に野菜を使うことが多いので、年間にかんりの野菜が必要になり、今まで半分以上はスーパーなどで購入していましたが、今後はこの畑を購入することにより、できる限り野菜を作っっていこうと考えています。

(34番委員)

畑で作った物は、お店で材料として使うということですか。

わずかな面積だけで、農業とは言えないのではないかと思うんですが。

農業委員会に諮って、法律に基づいて農地を購入することは、農業経営をどのように行っているか拡大しているか、だから農地が必要なんですという観点から農地の購入ということになるわけですから、今の話ですと農業経営からかけ離れた総合商社みたいな感じがします。

将来的にどうなんですか。

私たちはその畑を拡大して野菜を大量に作って所得を得るという基本的な農業経営を推進をしなければならぬんですが。

聞いた範囲では、主体が具材を使っていくという感覚ですが、目標が乏しいと思うんですが。

将来的はどうでしょうか。

(申請人)

私が説明した部分について、一部訂正をさせていただきたいと思います。

今回の畑を購入するにあたり理由がありまして、今の所有者がそのまま放置していれば草が生えたりして大変なことになります。急遽、私が購入することになったんですが、飲食に使うというのは野菜を作って親戚や身内で野菜を食べたり、あげたり、配ったりすることが多かったんですが、量が増えるようになりますから、昼間に飲食をやってますから、飲食にも野菜をという説明をさせていただきました。これから農業をやっていく以上は、畑の草を毎年抜いたり、いろんな問題を抱えながら土地を引継いで農業をやっていくんですが、商売のことを考えて畑を購入して畑をやるという考えではありません。これから引き継いでやっていく考え方であります。

(農地担当)

申請人の住所は●●なんですが、農地取得後は溝掃除とかの地域での活動がありますが、それらの参加についていかがでしょうか。

(申請人)

近所の人に挨拶をして、引継ぎをして、地域に関わったことを全て頭の中に入れて一年を通して無駄のないように頑張っていこうと思っています。

(1番委員)

清音に親戚がいてその方が亡くなられた。清音に親戚が居られるときは、一緒に田をやっていたということでしたね。

(申請人)

はい。

(1番委員)

親戚が亡くなってから、その田んぼは自分でされているんですか。

(申請人)

亡くなる前から借りていた部分がありましたので、そこは自分がやっていました。



(1 番委員)

今もやっているんですか。

(申請人)

やっています。

(1 番委員)

ベースは田んぼを農業としてやっています。これが基本にあつて、ご自身で商売をやっておられる。田んぼで稲を作っておられるということですね。

(申請人)

はい。

(農地担当)

他にありませんか。

(19 番委員)

家族数が1人になっているんですが、1人でやらなければならないですね。

農業ビジョンもいい考えだと思うんですが、畝数が小さすぎるんですよね。親戚が亡くなってコンバインが2台、トラクターが2台もある話ですから、自分の商売も考えれば大変ではないかと思う。

どうしても農業に無理がくるのではないかと感じるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

(農地担当)

お手伝いしていただける方とかは、いかがでしょうか。

(申請人)

私の弟もいます。また、子供が日曜日には手伝いをしてくれるようになっています。

(農地担当)

他にありませんか。

(34 番委員)

下原に農地を持っていませんか。

(申請人)

はい。

(34 番委員)

そこの利用はどうされるんですか。

(申請人)

米を植えるのに耕す前になっています。

(34 番委員)

現在、地上げをしているんですが、嚴重に水稻か畑をしていただけるものなのかを心配しているんです。

両側の田んぼが、ジャンボタニシの養殖場になっているんです。

農地を取得した条件のように耕作していただければとお願いをしておきたいと思います。

(申請人)

分かりました。

(農地担当)

他にどなたかありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、●●さん退出していただいた後に審議に入らせていただきます。

退出する前に何かありますか。

(申請人)

私も48歳なんですけれども、地元で色々美味しい野菜を作って頑張っていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

●●さん、この後慎重に審議して結論を出します。

本日はありがとうございました。

~~~~~ 申請人 退室 ~~~~~

(農地担当)

地元の20番委員から説明がありましたが、追加することがありましたらお願いをします。

(20番委員)

私とすれば崩れている所を直してくれば問題ありません。

(農地担当)

委員の方からご意見等あればお願いします。

(19番委員)

今回の申請地の2つは、どのくらい離れているんですか。

(20番委員)

すぐ隣です。

(農地担当)

購入する家も近くですか。

(20番委員)

すぐ近くです。

(26番委員)

34番委員から話のあった下原の農地の利用の仕方なんですが、下原の農地は申請人所有の農地になるんですか。

(34番委員)

申請人の土地です。

(30番委員)

久代まで行って野菜を作ってということは考えられない。

34番委員がおっしゃるように下原に問題の土地があったんですが、●●●のことをやって物にしており色々なことがあります。申請人の父親も亡くなられて、親戚も先日亡くられています。そのようなことで、亡くなる前に下原の農地は元々は申請人の農地だったんですが、親戚の名義でないと買えないということで下原はやっていたものです。親戚の人も自分の物として耕作しようとやられた訳ですから、私としては保留にして検討すべきだと思います。

(農地担当)

26番委員からの質問、30番委員からの保留の提案がありましたが、何を持って保留にするかということになります。下原の農地の営農を確認した後という話になるのか、簡単に保留ということにはならないと思います。地元委員さんからもありましたように、農地が直るのであればという意見もあります。

他にありましたらお願いいたします。

(26番委員)

購入される畑が農地として利用して野菜を作る農地であるのか、前提になるのが4反5畝の農地がどのような利用をされているのかではないんですか。この人が管理している農地がどのような状況であるのかを調べてからではないと、畑を実際に農地として利用するかどうか判断できないと思う。

(農地担当)

26番委員からもありました件ですが、営農状況を確認したいというものもあります。32番委員から保留という声もありましたので、保留として自作地の調査を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

台帳等も調べて、それぞれの地区の委員さんにご協力をいただくようになりますが、申請人の所有している農地の調査を試みればと思います。

地元の20番委員いかがでしょうか。

(20番委員)

家付きで買う感じであります。

畑を作って野菜を植えるんですが、30番委員が言われたように、どのようになるのか分からない状態であります。

地元としては崩れている所を直してもらえれば、畑ができると思うんですが。

(34番委員)

下原の農地の話を出したんですが、申請人が今後管理されるという発言があったので、最初のとおりに使って欲しいという要請をしておかなければならない。その土地をちゃんと使ってもらって農作業をしていただければ問題ないと、下原の農地を管理していただけるのであればいいと思います。

農業の実態があやふやで、どのようになっているか分からないということでもありますので、私は調査をした結果と思っています。

以上です。

(農地担当)

今回は保留にして自作地の調査をしましょう。

調査した後に、再生を条件に許可とするかということにさせていただければと思います。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、83番、久代の件につきましては、保留及び自作地調査とさせていただきます。

【受付番号84番】

(農地担当)

引き続き、もう一人市外の方おられます。

84番、上林の件に入りたいと思います。

この農地につきまして、地元委員の説明を先にお願いたします。

(7番委員)

この土地は南側に畑、果樹をされている感じであります。東側は用水と道路、あとは田があるんですが、おむすび型の田であります。耕作はされているんですが、所有者の方が病弱で自作できないということで他の方に任せている感じであります。今回、手放す決断をされたと思いますけれど、受け人の●●さんへは、どのような経緯でなったのか分かりません。書類を見ますと農薬や肥料の使用、水路の使用、周辺の農業者との連携、協力について惜しまないという意向でありますので、約束が守られるならば、これまでと変わらないということで問題はありません。気がかりなのは、受け人が遠くの方でありますので、距離がかなりあるということから周辺の方との連携とか協力が、意向どおり行われるかどうか心配なところであります。

ご審議の程、よろしく願いたします。

(農地担当)

地元委員から懸念されていることについて、質問をしていただければと思います。
それでは、入室をお願いいたします。

~~~~~ 申請人 入室 ~~~~~

(農地担当)

●●さんでしょうか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

本日はお忙しいなか出席していただき、ありがとうございます。

私は、農地関係の担当をしています。

よろしく願いいたします。

まず、私から基本的なことにつきまして、質問をさせていただきます。

その後、委員の方々からの質問にお答えいただくようお願いいたします。

なお、総会の議事録作成のために録音をいたしておりますので、ご了承をお願いいたします。

(申請人)

はい。

(農地担当)

今までの農作業の経験、ご自身が所有している農機具等の状況を自己紹介を兼ねてお願いをいたします。

(申請人)

●●と申します。

よろしく願いいたします。

農業は40年の経験があります。

農機具ですが、主は水田ですのでコンバイン、トラクター、田植え機、乾燥機等すべての機械があります。

(農地担当)

今回、上林地区の農地を取得する経緯と取得後のどのような利用をするのかを教えていただければと思います。

(申請人)

私は、●●●●●なんです、皆様もご存知のとおりイノシシ、サル、シカの被害が沢山発生し

ております。私はこの3月で仕事を退職しました。農業に専念しようかと考えています。

水稲の関係、価格がどうなるか分かりません。●●●●●は黒大豆に力を入れています。米と違って黒大豆は、近年価格が安定しています。そのようなことから、黒大豆を作付けしようと考えています。ところが、イノシシ、サル、シカが沢山います。特に黒大豆が大好物であります。●●●●●●●では駄目だということで、総社は被害がないと思うんで徐々に水田を購入して、また借り入れできれば借り入れをして黒大豆に力を入れていこうと思っています。

(農地担当)

委員の方から、質問等をいただければと思います。

どなたからでも結構です。

(1番委員)

総社には耕作している農地はないんですか。

(申請人)

ありません。

(1番委員)

今回は初めてですか。

(申請人)

はい。

(7番委員)

渡し人とは、どのような関係ですか。

お知り合いですか。

(申請人)

渡し人とは、知り合いではありません。

渡し人の知り合いから話がありました。

(7番委員)

周辺の農業者の方とお会いになりましたか。

(申請人)

まだ会っていません。

(7番委員)

川掃除等協力されるということで書類を提出されているんですが、すぐにこちらの方へ来られるんですか。

(申請人)

これから準備しますと、準備できれば今年は黒大豆を植えようかと思っています。

(7番委員)

お話の中で、総社での農地購入は初めてとお聞きしたんですが、自宅から距離がありますが農機具の運搬とか。

(申請人)

トラクターは近くに知り合いがいて、貸してもらって話になっています。

管理機とか草刈機は、軽トラックに載せてくればと思っています。

(7番委員)

用意は整いつつあるということですね。

(申請人)

はい。

(農地担当)

他にどなたかありませんでしょうか。

(11番委員)

黒豆だけの作付けですか。

(申請人)

岡山丹波黒というんですが、これを作付けしようと思っています。

28年度は雨が多くて、黒大豆の芽が出ませんでした。一月遅れで小豆が間に合うんです。芽が出なければ小豆も考えております。

(11番委員)

黒だと2年もすれば3年目から粒も小さくなるのでは。

(申請人)

確かに連作は弱いです。

最近はいい肥料が販売されています。また、堆肥を入れれば十分連作は可能です。

(農地担当)

他にどなたかありませんか。

(26番委員)

黒大豆は地元ではどのくらい作られているんですか。

(申請人)

●●●分ですけど、27年度が155ヘクタール、28年度がふるさと米が増えたんで126ヘクタールです。

(26番委員)

●●さん自体は。

(申請人)

私は農協で働いていました。

農家へ指導をされていて、実際には作っていません。

水稻だけです。

今度、29年度は●●●で黒大豆を作付けしようと思っています。

(19番委員)

今回の農地が約1反ですが、周りが水田だったら耕作が大変なんですよね。

管理機は軽トラに載せられるんですが、コンバインも必要になってくると思うんですが、●●●から持ってくるということですか。

(申請人)

そうです。

軽四に十分載せれますので、運んで脱穀してやります。

(農地担当)

他にありませんか。

よろしいでしょうか。

(34番委員)

1反だけでは物足りんでしょう。

(申請人)

徐々に近所の借り入れができれば、増やしていきたいと思っています。

(32番委員)

●●さんとはどのような関係ですか。

(申請人)

●●さんは農協の組合員です。

(32番委員)

組合員と一緒に仕事はしていないんですか。

(申請人)

していません。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

委員からの質問はこれで終わります。

最後に●●さんからご発言がありましたらお願いいたします。

(申請人)

一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。

この後、慎重に審議して結論を出したいと思います。

本日は、ご苦労様でした。



(農地担当)

申請者からの聞き取りと地元委員さんからの説明がありましたが、何か追加でありましたらお願いをいたします。

申請書には、●●●●●で営農されている写真等が提出されております。

写真からですと、きちんとされているようであります。

何かございませんでしょうか。

地元の7番委員さんいかがでしょうか。

(7番委員)

問題なさそうには思っているんですが。

(農地担当)

他にないようでしたら、採決に入らせていただきます。

それでは、84番、上林の件につきまして許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、84番は許可されました。

**【受付番号80番】**

(農地担当)

それでは、80番、種井の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

この申請地は、渡し人が以前に相続したものですが、住所が市外のために実際の耕作は受け人がされております。この度、譲り渡すということで申請になったものであります。

地元としては問題ありません。

よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

80番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、80番は許可されました。

#### 【受付番号81番】

(農地担当)

それでは、81番、久米の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(32番委員)

受け人は、先月にお父さんから農地を譲渡してもらった人です。西側が畑、南側が道路、北側が空き家ですがその空き家は、今回の渡し人の物です。

地元とすれば何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

81番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、81番は許可されました。

#### 【受付番号82番】

(農地担当)

続きまして、82番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員)

渡し人が農業廃止ということで、前回にも3筆ほど申請がありましたけれども、今回、受け人と話が来ており、地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、82番は許可されました。

#### 【受付番号85番】

(農地担当)

続きまして、85番、楨谷の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この土地は●●●●に近い所にあります。渡し人はピオーネの栽培をしておられます。この畑でピオーネを栽培しておりましたが、昨年からは体調も良くなり年齢的にも無理だということで、ピオーネ栽培を辞めるということで木を切りました。また、棚がありますので棚を解体しようとしたときに受け人からブドウを作りたいということで、棚を付けての話がまとまったそうです。

地元としては、問題ありません。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

85番につきまして許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、85番は許可されました。

#### 【受付番号86番】

(農地担当)

続きまして、86番、中尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員)

当該農地は、耕作放棄されていた農地でありまして、東が宅地、西側も宅地、南側が道路、北側は田んぼという関係から、耕作放棄による被害があった農地であります。数年前から地元の人が野菜などを作っていましたが返却の申し入れがあり、受け人を探していましたところ隣の宅地の人が、買い入れならいいという話になりました。

地元としては、耕作放棄地解消のためにも許可願いたいということでもあります。

なお、受け人は勤められておりますが、近々定年退職になる。退職後は農業を一生懸命やっていたという思いを持っておられる方でありました。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

86番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、86番は許可されました。

以上で議案第15号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第16号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関する発言もお願いをいたします。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

(主査)

**【議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号 29 番】

(農地担当)

それでは、5 ページ 29 番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2 番委員)

今月の現地調査は、4 月 5 日に農業委員会事務局からは 2 名、34 番委員、29 番委員、1 番委員、3 番委員、4 番委員と 2 番委員の 8 名で行いました。

29 番、新本の件であります。東側が畑、西側が田、南側は市道と用水が並行し、北側は市道であります。転用した場合の周辺農地への影響であります。特にないように思われます。ここは現存の建物を含めて再度許可を取るべきものでありまして、建物が既に建っておりまして 20 年から 30 年経過しているものであります。既に建物があることから再度申請がなされたものと思われ

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いいたします。

(5 番委員)

説明があったとおりで、申請人のお父さんが造成をして建物を建てたものであります。現地調査の報告にもありましたように、東が畑、西側が田、南が道路と家、北側が道路になっています。

用排水も問題ありません。日照、通風についても問題はありません。土砂の流出等もありません。農地転用することでの影響はないと思われ

ます。地元としては、問題ないと思

います。ご審議の程、よろしくお

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ではありますが、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないことから、第 2 種農地と判断を

(農地担当)

しています。既に倉庫が建っているとの説明がありましたが、平成元年に農地法施行規則の届出がされております。現在も農業用施設として利用されていますが面積が超えていることと、届出地以外の部分について、農業用の駐車場として使用したい申請がありました。今回までの経緯書、始末書も提出されて

おります。以上であります。

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

29番を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

以上で、議案第16号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第17号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。第4条と同様に隣地に関する詳細な意見をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

#### **【受付番号80番】**

(農地担当)

それでは、80番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

井手の件であります。東が宅地、西も宅地、南は道路と排水、北側は田んぼになっております。排水は南側の排水を利用することとあります。東西が宅地であり問題ないものと思われ。周辺農地への影響につきましては、特になしと判断しております。当該農地につきましては保全管理されておりました。

以上です。

(農地担当)

10番委員が地元委員であります。総会に欠席されておりますが、調査については行っていただいております。その結果について事務局へ連絡があったので、報告をお願いいたします。

(主査)

私から、調査結果について報告をさせていただきます。

「転用にあたり周辺農地への影響はない。」との回答をいただいております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ではありますが、市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地であることから、2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

80番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、80番は許可されました。

#### 【受付番号82番】

(農地担当)

続きまして、82番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が道路、西側が水路、南が宅地、北側も宅地になっております。排水は東に水路がありますので、それを利用するということがあります。当該地は保全管理がされておりました。

転用した場合に周辺農地への影響につきましては、ないものと判断をしています。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 番委員)

この件は1枚の田を分割して、最後に残った部分の申請になっております。内容的には現地調査での報告があったとおり、東側につきましては排水路がありまして、その排水路に沿って道路になっております。その道路東側は宅地なんです、西につきましては半分宅地にかかっていますけれども残りが畑になっております。宅地の部分につきましては、排水路が完備されております。南と北は家が建っており宅地になっております。最後の案件になるんですが地元としては問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、82番は許可されました。

【受付番号84番】



(農地担当)

続きまして、84番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が道路、西が田、南は水路、道路、北側は田んぼになっております。転用した場合の周辺農地への影響ですが、特にないものと思っています。また、当該地はL型擁壁で立ち上げることです。南、東は道路まで埋め立てる。約1メートル50センチ、生活排水は公共排水へ流すということです。当該地は保全管理がされておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

この土地につきましては、以前は温室が建っておりまして、マスカットを作っていました。その建物を撤去し申請に至っています。東側につきましては高くなった道路の下に排水路があります。西側は田、南側は池から落ちてくる水路と道路になっております。北側は畑ということで用水につきましては、南側に水路がありますので問題ないと思います。雨水につきましてはその水路に排水をする。汚水につきましては下水道が完備しており接続するということとあります。日照につきましては、西側に田がありますがあまり問題はないと思っています。今回の転用につきましては、地元としては問題ないと考えております。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地であることから、2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

84番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、84番は許可されました。

#### 【受付番号86番】

(農地担当)

続きまして、86番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が田、西が道路、南は宅地、北側は田んぼになっております。転用した場合の周辺農地への影響ですが、特にないものと思っています。また、当該地からの排水は道路沿いに新設するということでもあります。南側は建物があり問題ないものと思われまます。保全管理もされておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(18番委員)

現地調査の報告にもありましたが、転用周辺の状況ですが、東が水田、西が道路、南が宅地、北が水田であります。営農への影響ですが支障ないものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

86番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、86番は許可されました。

### 【受付番号87番】

(農地担当)

続きまして、87番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が田、西が宅地、南は宅地、北は道路と水路になっております。転用した場合の周辺農地への影響ですが、特にないものと思っています。

当該地の東側は境界から約1メートル控えた所から法面にする計画であります。残りの水田についての用排水につきましても問題ありません。西北側は約1メートルの擁壁を立ち上げる計画になっています。昨年までは水稻の作付けをされておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

受け人が手狭で隣接する農地を買いたいということで申請がされたものです。

後ろの地図を見ていただければと思います。

今までも受け人が露天資材置場として●●●●番と●●●●番を使っています。その東側の●●●●番を一枚の田として利用していたんですが、分割して購入するようになっています。状況ですが東側が残った水田、西側は申請人の資材置場、南側は家があるんですがその人の資材置場、北側は農道であります。今までどおり田として利用するならば用水、排水、日照、土砂の流出等問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地というこ

とで第1種農地と判断しております。例外許可規定といたしまして既存施設の拡張を適用していません。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

87番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、87番は許可されました。

#### 【受付番号88番】

(農地担当)

続きまして、88番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

東は宅地、西も宅地、南は道路で排水が並行しています。北側は田になっています。転用した場合の周辺農地への影響ですが、特にないものと思っています。なお、この件につきましては、合併浄化槽で南側へ排水をする計画であります。東西に住宅が建っており隣地承諾を得ているということでもあります。該当地は保全管理をされていました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

現地調査の報告にもありましたが88番の地図をご覧ください。申請地は●●●●●●と国道とに挟まれた住宅地の一面になります。現状は作付けされていませんが管理はされています。周辺の状況ですが、申請地の東西は家が建ち、南側は道路側溝のある市道になっています。北側は水田な

んですが作付けはされておりません。水田の隣は閉店した店の駐車場になっています。周辺への営農状況ですが、北側●●●番の用水の取水口は調査しても確認できません。今も昔も現状は変更がないので問題ないと思っています。それから農地の排水なんですが、造成されると奥側の田が低くなるということで地下浸透でしか流れないのかなと思いますが、所有者の同意を得ているということで問題ないと考えております。日照、通風、土砂の流出も問題ありません。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

88番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、88番は許可されました。

#### 【受付番号89番】

(農地担当)

続きまして、89番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が畑、西が道路と側溝、南が畑、北は水路という状況であります。転用した場合の周辺農地への影響ですが特にないものと考えております。排水につきましては合併浄化槽後西側道路

側溝へ流す。東北はコンクリートにする予定であります。

当該地は保全管理されてきました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(32番委員)

現地調査の説明にもありますように、東が畑、西が道路、南は畑、北側は水路になっています。日照、通風は問題ないと思います。土砂等の流出も問題ないと思います。現地には大きな木が10本程度立っていますが処分するとのことでもあります。隣地等の承諾も出来ているということで問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

89番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、89番は許可されました。

【受付番号91番】

(農地担当)

続きまして、91番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が田、西が宅地、南は水田、北側は道路になっています。転用した場合の周辺農地への影響ですが、特にないものと思っています。なお、北東に排水路を新設する予定になっており特に問題ないようです。また、当該地は保全管理もされておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

ここは、西側が宅地になっております。東側、南側につきましては、田になっておりますが、今回の渡し人の長男が相続をした形であります。実際には耕作をしていません。ただ今回の申請地については、数十年前から地上げがされていまして、その土地の半分につきましてコンクリートをして駐車場として譲渡人の夫が使用していたものであります。今回の申請につきましては、整地をして土留めをして対応する予定でありますので問題ないと思います。現状、家が建っていますがこれを撤去する話を聞いています。

地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。例外許可規定といたしまして既存施設の拡張を適用していません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

91番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、91番は許可されました。

【受付番号79番】

(農地担当)

続きまして、79番、地頭片山の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が水路と道路、西は水路と1メートル幅の赤線、南にも赤線があります。北側は宅地で現在、新築中の家があります。転用した場合の周辺農地への影響ですが、特にないものと思っています。建物の位置ですが申請地の中央に予定しており、両サイドへの日照の影響はないと思われます。当該地は保全管理がされていることを確認しております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(27番委員)

現地調査のとおりなんですけど、地図を見ていただければと思います。

貸出人の孫が家を建てたいという使用貸借権設定の申請であります。申請地ですが●●●●●の北西、●●●●●の南西になります。面積は346平米であります。周囲の状況ですが東側は道路、西側は農地でハウスでセロリを作っています。南側は民家と畑であります。北側は家を新築中であります。隣接する田は西側になります。用排水路には影響ありません。用水、排水は西側と南側にあります。北側に家が新築中ですが、そちらと同じように西側の水路を延長すれば問題ないと思います。日照、通風、土砂の流出など農地への影響はありません。

地元としては、問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に総社市役所山手出張所がある農地であることから、第2種農地と判定しています。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。



(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、79番は許可されました。

#### 【受付番号81番】

(農地担当)

続きまして、81番、上原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が田、西も田、南は市道、北側は水田であります。排水につきましては、市道を横断し用水路へ流す予定であります。残る田の用水、排水についても問題ありません。なお、当該地の状況ですが水稻を作付けしている状態でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(34番委員)

現地調査の報告のとおりであります。私も現地調査へ同行をしました。今回の申請は、所有者の娘さんが家を建てられるということでありました。

地元としては周辺農地への影響はないものと考えております。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

土地改良事業又はこれに準ずる事業の施工に係る区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として、集落に接続して設置される住宅を適用しています。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

81番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、81番は許可されました。

#### 【受付番号83番】

(農地担当)

続きまして、83番、総社の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が田、西が道路、南は宅地と赤線で約1メートルであります。北側は宅地であります。転用した場合の周辺農地への影響は特に見受けられないものと思います。当該地は西側道路側溝へ排水する。南東はコンクリートブロックを設置する計画になっております。現地は保全管理もされていることを確認いたしました。

以上です。

(農地担当)

地元委員が欠席でありますので、事務局から代読をお願いいたします。

(主査)

現地を10番委員に調査をしていただきました。

「用排水、日照、通風、土砂の流出等支障ない。」との連絡をいただいております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一团の農地の区域内にある農地というこ

とで第1種農地と判断しております。例外許可規定といたしまして集落に接続して設置される住宅を適用しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

83番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、83番は許可されました。

#### 【受付番号85番】

(農地担当)

続きまして、85番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

当該地は東が生活道路、西が山林、南は道路、北側は宅地であります。西側の山林は、地目は畑になっております。転用した場合の周辺農地への影響ですが、4月15日から11月30日までの一時転用でもあることから特にないものと思っています。なお、隣地への承諾も得ております。当該地は保全管理をされていることも確認しております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(31番委員)

説明にもありましたように、この土地は●●●●●●が県道のバイパス工事で材料置場が必要なことから探していたところ、話がまとまり今回の申請になったものです。

東側は生活道路、西側は山林化した山、南側は県道と水路、北側は所有者の家であります。排水

は南側に流す予定になっており影響はないと思います。用水については申請地は作付けしていないので問題ないと思います。日照の影響はありません。転用期間が11月末ということになっています。

地元としては問題ないと思いますのでよろしくお願いたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、2種農地と判断しております。

委員さんからの説明にもあったように転用期間は県道の改良期間に合わせて、平成29年4月15日から平成29年11月30日までとなっております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

85番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、85番は許可されました。

以上で、議案第17号の審議は全て終了いたしました。

約10分間、休憩いたします。

**【午後3時20分から午後3時30分まで休憩】**

**【議案第18号 農地法第2条の規定による農地等に該当する土地の承認について】**

【受付番号1番, 2番】

(農地担当)

休憩前に引き続き議事を再開します。

議案第18号 農地法第2条の規定による農地等に該当する土地の承認についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第18号 農地法第2条の規定による農地等に該当する土地の承認について朗読】**

(農地担当)

農地法第2条第1項の案件であります。平成21年度から行われました非農地判定、農地パトロールの関係で所有者の方が非農地の申請をされている農地があります。非農地申請された案件はその時々総会で議決をして非農地であるとしています。従いまして農地に再生した場合は農業委員会で調査を行いまして、再生されたことの議決を行う必要があります。このようなことから、今回、3件の申請があったものであります。

11ページの1番, 2番, 久代の2筆につきましては、平成28年度の農業委員会での再生事業を行ったうち2筆が入っていました。それと3番の小寺の農地につきましても平成22年に非農地判定していますが、現況は再生をして耕作しています。3筆ともこの後の議案第20号の流動化をするにあたりまして、再生された農地であることの承認を受けなければなりません。このようなことから、今回の議案として提出しているものであります。

1番, 2番の久代につきましては、平成29年3月29日に20番委員, 15番委員, 29番委員で現地調査を行っています。代表いたしまして20番委員から現地の報告をお願いいたします。

(20番委員)

3月29日に29番委員, 15番委員と私とで現地を調査いたしました。調査した結果、農地として再生されていることを確認いたしました。

以上であります。

(農地担当)

再生活動の久代班に参加された方はご存知だと思いますが、大荒地でありました。抜根をして整地されまして農地に復元されています。20番委員からの報告にもありましたように、農地として再生されていると判断できます。このことについて、何か意見等があればお願いをいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

意見がないようですので、1番、2番につきましては農地に再生されているということでよろしいでしょうか。

(委員)

意義なし。

(農地担当)

それでは、1番、2番につきましては、農地に再生されたと承認いたします。

#### 【受付番号3番】

(農地担当)

続きまして、小寺の件につきましても3月29日に18番委員、32番委員、私とで現地を調査いたしております。これにつきまして、私の方から説明をさせていただきます。

3月29日に現地調査を行いました。調査時に既に営農をされている方と一緒に現地を確認しました。すでに果樹が植えられていることを3名で確認をいたしました。このようなことから、農地として再生されており問題ないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上が調査の結果であります。

この小寺の案件につきましても農地として再生されていることを承認しようと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

意義なし。

(農地担当)

それでは、3番も承認されました。

以上で、議案第18号の審議は全て終了いたしました。

#### 【議案第19号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について】

#### 【受付番号5番】

(農地担当)

次に、議案第19号、総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴い意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第19号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

(農地担当)

それでは、5番、小寺の案件につきましては、私が現地調査を行っております。

場所といたしましては、●●●●●●●●●●の南側になります。図面では農道になっているんですが、現地は分からない状態です。畑の一部であります。図面を見ましても行き止まりになっている農道、そこにしか行けない道になっています。これを廃止するにあたりまして、周辺農地への影響はないものと判断をいたします。

このようなことから、農業委員会の意見としましては、用途廃止をしても周辺農地への営農に支障はないと思われまます。よって農業委員会としては支障ないと判断しようと思ひますが委員の皆様いかがでしょうか。

(委員)

意義なし。

(農地担当)

それでは、5番、小寺の件については、支障ないということで意見を提出することといたします。以上で、議案第19号の審議は全て終了いたしました。

【議案第20号 農地利用集積計画案について】

(農地担当)

次に、議案第20号、農地利用集積計画案について議題といたします。

審議に入る前に、今回の農地利用集積計画案につきましては、利害関係人が数名おられます。

これから私が読み上げる委員の方は、議事参与の制限により退出をお願いいたします。

1番、3番、8番、9番、11番、18番、22番、24番、28番、29番委員の方は、退出をお願いいたします。

私も退出しなければなりませんので、この案件につきましては、議事進行を会長へお返しいたしますのでよろしくをお願いいたします。

~~~~~ 1番、3番、8番、9番、11番、18番、  
22番、24番、28番、29番委員 退室 ~~~~~

(会長)

それでは、審議に入らせていただきます。

議案第20号につきましては、皆様方のお手元にお配りをしています。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第20号 農地利用集積計画案について朗読】

(会長)

内容といたしましては、それぞれの意志に基づきまして相対で合意したものであります。

それでは、しばらく時間を取りますので、内容をご確認していただくようお願いいたします。

(会長)

内容を確認していただいたということで、採決に入りたいと思います。

それでは、議案第20号農地利用集積計画案について承認することとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認め、議案第20号は承認されました。

それでは、委員の入室をお願いいたします。

~~~~~ 1番, 3番, 8番, 9番, 11番, 18番,  
22番, 24番, 28番, 29番委員 入室 ~~~~~

(会長)

議事進行を29番委員よろしくをお願いいたします。

### 【報告第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告事項に入ります。

報告第10号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第10号 報告書を元に朗読】



## 【報告第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第11号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第11号 報告書を元に朗読】

## 【報告第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第12号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第12号 報告書を元に朗読】

## 【報告事項】

(農地担当)

26ページは、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が6件、保留が1件、第4条関係が1件、第5条関係が12件でありました。

また、農地法第2条関係3件、公共財産の用途廃止申請が1件、農地利用集積計画案の承認をいたしました。

以上で、日程第3の付議事件の審議はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

会長へお返しをします。

(会長)

ありがとうございました。

#### **【日程第4 その他】**

(会長)

日程第4，その他に入らせていただきます。

委員の皆様方から何かありますでしょうか。

(29番委員)

**【委員へ農業者年金加入推進について依頼】**

(会長)

他に委員の方から何かありませんでしょうか。

なければ，事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

**【平成28年度総社市農業委員会互助会会計について報告】**

**【現地調査日時等について報告】**

**【総会日時等について報告】**

(会長)

それでは，会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん長時間に渡りご苦勞様でした。

今日は，雨という予報でしたがまだ雨は降っていないようであります。今晚から雨が降るのではないかと思います。農作業も田植えの準備等忙しくなると思います。体には気をつけて農作業に励んでいただければと思います。

本日は，どうもご苦勞様でした。

**閉会 午後3時55分**